

F－15 戦闘機の部品落下事故及び相次ぐ米軍機の緊急着陸に対する意見書

防衛局によると、平成29年5月26日、米空軍嘉手納基地所属のF－15戦闘機が飛行訓練中に重さ約2.3キログラム、長さ20.3センチ、幅12.7センチの部品を海上飛行中に落下させたと連絡があった。

6月1日午後1時頃には、米海兵隊普天間飛行場所属のCH53E大型輸送機が久米島空港に緊急着陸したものの原因を明らかにしないまま同3時頃には離陸した。同機は、平成16年8月に沖縄国際大学に墜落した後継機種である。

6月6日夜には、米海兵隊普天間飛行場所属の垂直離着陸輸送機MV－22オスプレイがエンジントラブルのため、伊江島の米軍演習場コーラル滑走路に緊急着陸し、住民への説明もないまま7日午後2時前には離陸した。

近年においても、平成28年9月にAV－8ハリアー、同年12月にはMV－22オスプレイが墜落する事故が発生しており、住宅地上空や近隣での飛行訓練は、さらに住民の不安や恐怖を増大させている。

我々のこれまでの抗議・要請を一顧だにしない日米両政府の沖縄に対する基地政策は、不安や懸念を一段と深刻化させ決して容認できない。

町民及び県民の最低限の安全が継続的に保障されないのであれば一切の訓練は中止すべきである。

よって、北谷町議会は、町民の及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 速やかな事故原因の徹底究明とその結果を公表するまで飛行停止させること。
- 2 対象機の機体の総点検を行わせ、安全の確保と再発防止策を講じさせること。
- 3 すべての航空機の住宅地上空での飛行訓練を禁止させること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 5 すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月13日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　外務大臣　　防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣　　外務省特命全権大使（沖縄担当）　　沖縄防衛局長